

ホームページ掲載の運行管理規程を改訂します。変更点。

- ・第3条第4項に補助者の兼務についての文言を追加
- ・第6条第2項に補助者が管理者へ運行可否の指示を仰ぐ文言を追加
- ・第9条第1項に酒気を帯びた状態の乗務員の乗務禁止を追加
- ・第10条第3項に雇用期間の文言を追加
- ・第11条第2項に交替運転者の文言を追加
- ・第13条第1項第6号に損害の程度を含む文言を追加
- ・第15条第4項に積載方法の指導について文言を追加
- ・第17条第2項4号に睡眠不足等の状況を追加
- ・第19条第4号に乗務した車両の登録番号又は識別できる記号(社内呼び記号)を追加
- ・第22条に遠隔点呼を追加
- ・第23条に乗務後自動点呼を追加
- ・第27条に荷待時間、荷役作業の記録義務の対象を全ての車両に拡大を追加
- ・第28条に運行記録計による記録を見直し
- ・第32第1項第5号に雪道走行時の日常点検の文言を追加

その他細かな文言等を修正

改訂日 令和7年7月15日

運 行 管 理 規 程

住 所

事 業 所 名

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、運行管理者（以下「管理者」という。）が事業用自動車（以下「車両」という。）の運行の安全管理及び事業遂行に必要な運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）に対して行う指導監督についての職務並びに必要な権限について定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

（管理者の選任等）

第2条 管理者の選任は、運行管理者資格者証の交付を受けた者のうちから別表に示す数に従い代表者が任命するものとする。

- 2 選任した管理者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。
- 3 管理者を選任したとき及び選任に係る管理者を解任したときは、一週間以内に営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出るものとする。
- 4 管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その業務を全般的に統括する管理者（以下「統括管理者」という。）を代表者が任命するものとする。
- 5 選任した統括管理者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。

（補助者の選任等）

第3条 補助者を選任する場合は、運行管理者資格者証の交付を受けた者又は国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから代表者が任命するものとする。

- 2 選任した補助者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して周知徹底するものとする。
- 3 統括運行管理者又は運行管理者は補助者に対し指導及び監督を行うものとする。
- 4 補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所を兼務しても差し支えない。
ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこととする。

（運行管理の組織）

第4条 運行管理の組織は、次のとおりとするものとする。

- (1) 管理者は、担当役員の指示により運行管理業務全般について処理するものとする。
- (2) 統括管理者を選任する営業所にあつては、担当役員の指示その他により運行管理業務を統括するものとする。
- (3) 統括管理者以外の管理者については、それぞれの職務分担を明確にしておくものとし、統括管理者の指示に従い、その業務を遂行するものとする。
- (4) 補助者は、管理者の指示により運行管理業務の補助を行うものとする。
- (5) 営業所と車庫が離れている場合は、管理者又は補助者が十分な管理を行える体制を樹立するものとする。
- (6) 管理者は乗務員に対し、法令、社内規則及び管理者又は補助者の指示を忠実に遵守させ、運行の安全確保に努めさせなければならないものとする。
- (7) 運行管理の指揮命令の系統は、別添組織図のとおりとするものとする。

(管理者及び補助者の勤務時間等)

- 第5条 管理者及び補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。ただし、車両の運行中は必ず管理者又は補助者は、営業所で執務していなければならないものとする。
- 2 管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その職務分担と勤務時間を明確にしなければならないものとする。

(管理者と補助者との関係)

- 第6条 管理者は、補助者に対して補助させる運行管理業務の範囲及びその執行方法を明確に指示するものとする。
- 2 補助者は、管理者の指導及び監督のもとに、次の各号に掲げる事項について該当するおそれがあることが確認された場合には、速やかに管理者に報告し、運行可否の決定等について指示を受け、その結果に基づき各運転者に対し指示するものとする。
 - (1) 運転者が酒気を帯びている
 - (2) 疾病、疲労その他の理由により安全運転することができない
 - (3) 無免許運転、大型自動車等無資格運転
 - (4) 過積載運行
 - (5) 最高速度違反行為
 - 3 管理者は、補助者の行った運行管理業務を把握し、その処理した事項の責任を負うものとする。
 - 4 管理者は、補助者に対する指導及び監督を行うものとする。

第2章 権限及び職務

(権限)

- 第7条 統括運行管理者は、本規程に定める運行管理を統括するものとする。
- 2 管理者は、本規定に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。
 - 3 管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を上司に助言することができるものとする。上司は、管理者から助言があったときはこれを尊重するものとする。

(職務)

- 第8条 管理者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条に規定する事項及び本規程に定めるところに従い誠実公正にその職務を遂行しなければならないものとする。

(酒気を帯びた状態の乗務員の乗務禁止)

- 第9条 管理者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を車両に乗務させてはならないものとする。

(選任運転者以外の運転禁止)

- 第10条 管理者は、運転者として選任された者以外の者及び無資格者に車両を運転させてはならないものとする。
- 2 管理者は、新たに運転者として雇い入れた場合、運転記録証明等により過去3年間の事故歴を把握し、第11条の運転者台帳に記載すべき事故歴が国土交通省令で定める特別な指導を行わなければならない場合（本規定第12条第2項の死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者が対象で、事故発生時以降に特別な指導を受けていない場合）は、当該指導が終了した後でなければ、運転者に選任してはならない。
 - 3 管理者は、日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）に車両を運転させてはならないものとする。

(運転者の確保)

- 第11条 管理者は、運行の安全を確保するために必要な員数の運転者を常に確保するよう努めるものとする。

- 2 管理者は、運転者が長距離又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置するよう努めるものとする。
- 3 管理者は、運転者の採用に関して人事担当者に協力するものとする。

（運転者台帳）

第12条 管理者は、営業所に所属する運転者について、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を備え付け、運転者の実態の把握及び指導の際に活用するものとする。

- (1) 作成番号及び作成年月日
- (2) 事業者の氏名又は名称
- (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
- (4) 雇入れ年月日及び運転者に選任された年月日
- (5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許の番号及び有効期限
 - ロ 運転免許の年月日及び種類
 - ハ 運転免許に条件が付されている場合は、その条件
- (6) 事故（道路交通法第67条第2項及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故）を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要
- (7) 運転者の健康状態
- (8) 第14条の規定に基づく指導の実施及び第14条第2項に基づく適性診断の受診の状況
- (9) 運転者の写真
- (10) 運転者の過去3年間における事故歴
 - 2 運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合は、直ちに、当該台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載のうえ、3年間保存するものとする。

（事故の記録）

第13条 管理者は、当該営業所に属する車両について事故が発生した場合には、これを適切に処理するとともに、次に掲げる事項について記録し、事故の再発の防止を図り、運行管理上の問題点の改善及び運転者の指導監督に資するものとする。（事故とは、道路交通法第72条第1項及び自動車事故報告規則第2条の規定による事故をいう。）

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 自動車登録番号その他、当該自動車を識別できる表示

- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- (6) 事故の概要（損害の程度を含む。）
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止対策

2 事故の記録は、当該営業所において3年間保存するものとする。

（乗務員の服務規律の徹底）

第14条 管理者は、運行の安全及び服務について、乗務員に対し機会があるごとに内容の徹底を図るものとする。

（乗務員の指導監督）

第15条 管理者は、運転者に対し輸送の安全と過積載の防止及び荷主の利便確保のため誠実にその職務を遂行するよう絶えず指導監督をするものとする。指導する場合は、国土交通大臣が告示で定めた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の方針」（平成13.8.20付け国土交通省告示第1366号）に従い実施するものとする。

- 2 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者、運転者として新たに雇入れた者及び高齢（65歳）に達した者については、前項の国土交通大臣が告示で定めた指針に基づき、特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせるものとする。（ここでいう負傷者とは、自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号（入院14日以上、医師の治療期間が30日以上障害等）、第3号（入院14日以上障害等）又は第4号（医師の治療期間が11日以上障害等）を言う。）

この場合、本規定第11条で定める運転者台帳に実施年月日を記載したうえで教育の記録及び適性診断の結果を記載した書面を添付すること。

- 3 管理者は乗務員に対して、非常信号用具及び消化器の取扱いについて適切な指導をするものとする。
- 4 管理者は、乗務員に対して貨物の積載方法について次の各号に掲げる事項について適正な指導をするものとする。
- (1) 偏荷重が生じないように積載すること
 - (2) 貨物が運搬中に荷崩れ等により車両から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講ずること
- 5 管理者は、指導監督を行った日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、営業所において3年間保存しておくものとする。

(点呼の実施)

第16条 管理者は、品位と規律を保ち、厳正な点呼を行うものとする。

- 2 勤務その他の事情により管理者が点呼を行うことができない場合は、指定された補助者が行うものとする。
- 3 補助者を選任した場合において、補助者が行える点呼は総回数の3分の2を超えない範囲とする。
- 4 酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。

(乗務前点呼)

第17条 管理者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号について報告を求め運行の安全を確保するため、必要な指示をするものとする。

- (1) 原則として、個人別に行うこと。
 - (2) 出発の10分程度前までに行うこと。
 - (3) 営業所の定められた場所で行うこと。
 - (4) 日常点検の結果に基づく運行可否の確認をすること
 - (5) アルコール検知器を用い、酒気帯びの有無を確認すること
 - (6) 運転者からその日の心身状況を聴取し、並びに疾病、疲労、睡眠不足その他安全な運転ができないおそれの有無について確認し、かつ、服装を観察して服務の適否を決定すること。
 - (7) 酒気帯びが確認され、又は健康状態が運転に不適切と認められ、若しくはその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者その他の運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。
 - (8) 運行する道路状況、天候、作業内容、本人の勤務状況及び生活状況等に照らして安全運行に必要な指示及び注意を行うこと。
 - (9) 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証その他業務上定められた帳票、必要な携行品、金銭等の有無を確認するとともに、乗務記録・運行指示書等の用紙を運転者に渡すこと。
 - (10) その他運行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的に指示しておくこと。
- 2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交代するときは引継ぎを確実に行うものとする。
- (1) 点呼執行者の氏名及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 点呼日時
 - (3) 点呼の方法（アルコール検知器使用の有無、対面、電話等の別）

- (4) 運転者の疾病、疲労の状況、睡眠不足等の状況並びに酒気帯びの有無
- (5) 乗務する車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）
- (6) 日常点検の結果に基づく運行可否の状況
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項

（乗務途中の点呼）

第18条 管理者は、乗務前及び乗務後に点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、次の各号について報告を求め、車両の運行の安全を確保するために必要な指示を行うものとする。

- (1) 点呼執行者及び点呼を受けた運転者の氏名
- (2) 点呼日時
- (3) 点呼の方法（アルコール検知器使用の有無、対面、電話等の別）
- (4) 運転者の疾病、疲労睡眠不足の状況並びに酒気帯びの有無
- (5) 乗務する車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）
- (6) 指示事項
- (7) その他必要な事項

（乗務後点呼）

第19条 管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）で点呼を行うものとする。

- (1) 帰着後、速やかに行うこと。
- (2) 営業所の定められた場所で行うこと。
- (3) 酒気帯びの有無を確認すること
- (4) 車両、道路及び運行の状況について報告を受けること。
- (5) 安全運行を確保するため必要と認められた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。
- (6) 乗務記録及び運行記録紙その他業務上定められた帳票、携行品、金銭等を提出させ、これを点検し収受すること。
- (7) 原則として翌日の勤務等について指示を与えておくこと。
- (8) 他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に対し車両、道路及び運行の状況の通告について報告を求めること。

2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実にを行うものとする。

- (1) 点呼執行者の氏名及び点呼を受けた運転者の氏名

- (2) 点呼日時
- (3) 点呼の方法（アルコール検知器使用の有無、対面、電話等の別）
- (4) 乗務した車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号）
- (5) 車両、道路及び運行の状況
- (6) 交替運転者に対する通告
- (7) 酒気帯びの有無
- (8) その他必要な事項

3 管理者は、乗務後の点呼の結果、運転者又は整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知又は適切な指示をし、特に異例な事項は上長に報告して確実に処理するものとする。

（行先地点呼）

第20条 管理者は、乗務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、乗務前又は乗務後の点呼、報告及び指示を営業所で行えない場合は、電話その他の方法により行うものとする。

（IT点呼）

第21条 運転者が所属する営業所の運行管理者との対面点呼に代えて、次の各号における営業所に限り、国土交通大臣が定めた機器を活用した点呼（以下「IT点呼」）を行うことができるものとする。

- (1) 安全性優良事業所（Gマーク）認定を受けている営業所
- (2) 安全性優良事業所（Gマーク）未認定の営業所は、次のイ～ニの要件を満たす場合（当該営業所と車庫間での実施に限る）

- イ 運輸開始後3年を経過している営業所であること
- ロ 過去3年間、当該営業所に所属する事業用貨物自動車第1当事者となる、自動車報告規則に掲げる事故を引き起こしていないこと
- ハ 過去3年間点呼の実施違反に係る行政処分及び警告を受けていないこと
- ニ 貨物自動車運送適正化事業実施期間の直近の巡回指導時における総合評価が「D、E」以外であり、点呼に関する指摘がない又は、点呼に係る改善報告書が3ヶ月以内に提出され、改善後の総合評価が「A、B、C」、点呼の項目の判定が「適」に改善されていること

2 IT点呼は次に定める事項により、実施するものとする。なお、原則として対面による点呼が望ましいことから、IT点呼を行う時間帯は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。

ただし、営業所と当該営業所の車庫が離れていることにより、対面で点呼を行うことが困難な場合において、当該営業所と当該営業所の車庫間において

I T点呼を実施する場合にあってはこの限りではない。

- (1) 営業所間において(営業所と他の営業所の車庫との間を含む。)I T点呼を実施した場合、輸送安全規則第7条第5項の規定に基づき点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記入し、保存すること。
- (2) I T点呼を行う営業所の運行管理者は点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内とする。)その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者は、I T点呼実施者の名前、I T点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
- (3) I T点呼を受ける運転者が所属する営業所(被I T点呼実施営業所)の運行管理者等は、I T点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をI T点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

(遠隔点呼)

第22条 同一事業者内の営業所において、「対面点呼による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める告示」による機器(以下、「遠隔点呼機器」という。)を用い、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で点呼(以下、「遠隔点呼」という。)を実施できるものとする。

2 第1項により「遠隔点呼」を実施する場合には、次の各号について確実に実施するものとする。

- (1) 遠隔点呼実施営業所および被遠隔点呼実施営業所等には「遠隔点呼機器」を設置すること。
- (2) 運行管理者等は、遠隔点呼実施営業所の「遠隔点呼機器」を使用し、「遠隔点呼」をおこなうこと。

なお、「遠隔点呼」の際、運転者の所属する営業所名および運転者の「遠隔点呼」実施場所を確認すること。

- (3) 運転者は、被「遠隔点呼」実施営業所または当該営業所の車庫において、「遠隔点呼機器」を使用し「遠隔点呼」を受けること。
- (4) 点呼の内容は、通常行う点呼(第17条～第19条および第24条)に準じて実施すること。

- (5) 点呼記録簿に記載する内容を、双方の営業所で記録し保存すること。

- (6) 被「遠隔点呼」実施営業所の管理者は、「遠隔点呼」実施営業所において本規程で定める適切な点呼ができるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を「遠隔点呼」実施営業所の管理者に伝達すること。

3 「遠隔点呼」を実施しようとする場合において、当該点呼を実施する10日前

までに、「遠隔点呼」実施営業所および被「遠隔点呼」実施営業所を管轄する運輸支局長に対して、必要な事項を記録した届出書を提出していること。これを変更しようとするときは同様に10日前までに、または終了しようとするときには遅滞なく、届出書を提出すること。

(業務後自動点呼)

第23条 事業者内の営業所又は当該営業所の車庫において、「対面点呼による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める告示」による機器（以下、「業務後自動点呼機器」という。）を用い、当該営業所に所属する運転者等に点呼（以下、「業務後自動点呼」という。）を実施できるものとする。

- 2 第1項により「業務後自動点呼」を実施する場合には、次の各号について確実に実施するものとする。
 - (1) 業務後自動点呼実施営業所又は車庫等には「業務後自動点呼機器」を設置すること。
 - (2) 当該営業所に所属する運転者は、業務後自動点呼実施営業所又は車庫の「業務後自動点呼機器」を使用し、「業務後自動点呼」をうけること。
 - (3) 点呼の内容は、通常行う点呼（第19条）に準じて実施すること。
 - (4) 点呼記録簿に記載する内容を、当該営業所で記録し保存すること。
 - (5) 「業務後自動点呼機器」の使用法、故障時の対応等について、運行管理者等、運転者に対し、適切に教育及び指導を行うこと。
 - (6) 「業務後自動点呼機器」を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。
 - (7) 運行管理者等は、運転者ごとの「業務後自動点呼」の実施予定及び実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。
 - (8) 「業務後自動点呼」を実施する予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても「業務後自動点呼」が完了しない場合には、運行管理者等が適切な措置を講じること。
 - (9) 運転者が携行品を確実に返却したことを確認すること。
 - (10) 運行管理者等に対し早急に報告する必要がある事項については、「業務後自動点呼」の実施にかかわらず、運転者から運行管理者等に対し速やかに報告すること。
 - (11) 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合には、運行管理者等が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じること。
 - (12) 業務後自動点呼機器の故障等により「業務後自動点呼」を行うことが困難となった場合に、「業務後自動点呼」をうける運転者が所属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行うこと。

(13) 当該営業所に所属する運転者の識別に必要な生体認証符号等、あらかじめ対象運転者の同意を得ること。

3 「業務後自動点呼」を実施しようとする場合において、当該点呼を実施する10日前までに、「業務後自動点呼」実施営業所を管轄する運輸支局長に対して、必要な事項を記録した届出書を提出していること。これを変更しようとするときは変更の実施に先立ち、又は終了しようとするときには遅滞なく、届出書を提出すること。

(アルコール検知器の常時有効な保持)

第24条 管理者は、アルコール検知器を常時有効に保持（正常に作動し、故障がない状態）するため、取扱説明書等に基づき使用、管理・保守するとともに、次により定期的に故障の有無を確認し、故障していないものを使用しなければならない。

(1) 毎日確認すべき事項

- ①アルコール検知器に電源が確実に入ること。
- ②アルコール検知器に損傷がないこと。

(2) 定期的（1週間に一回以上）に確認すべき事項

- ①確実に酒気を帯びていないものが当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
- ②洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧したうえで、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを感知すること。

(点呼記録の保存)

第25条 管理者は、点呼の実施結果の記録を、記載の日から1年間保存しておくものとする。

(過労防止の措置)

第26条 管理者は、常に乗務員の健康状態、作業状態を把握し、過労にならないようにするため、就業規則等で定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において運転者の乗務割を作成し、これに基づき車両に乗務させるものとする。

なお、乗務員の勤務時間及び乗務時間は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休憩のための時間が十分確保されるものであり、国土交通大臣が告示で定める基準（平成13.8.20付け告示第1365号）に適合するものでなければならないものとする。

2 管理者は、乗務員の休憩、又は睡眠に必要な施設を管理し、衛生、環境に留意

する等、常に清潔に保っておくものとする。

- 3 管理者は、疾病、疲労、酒気帯び、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり及び睡眠不足等により安全な運転をし、又はその補助をすることができない乗務員を車両に乗務させてはならないものとする。
- 4 管理者は、長距離輸送、夜間運行等のため交替する運転者の乗務に係る道路及び運行の状況について通告し、配置を指定したときは、運転者に対して運転を交替する場所又は時間を具体的に指示するものとする。
なお、交替運転者の配置は別に定めるものとする。
- 5 管理者は、乗務員に対して会社の定める運行途中の休憩、睡眠等の場所及びそれぞれの時間を指示するものとする。
- 6 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者の管理者は、起点から終点までの距離が100キロメートルを超える運行系統ごとに、あらかじめ調査を行い、過労防止を勘案して次に掲げる事項を内容とした乗務に関する基準（以下「乗務基準」という。）を定めるものとする。
 - (1) 主な地点間の運転時間及び平均速度
 - (2) 休憩又は睡眠をする地点及び時間
 - (3) 交替運転者を配置したときはその交替する地点及び時間
- 7 運転者が「一の運行」における最初の勤務を開始して最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗船した場合の休息期間を除く。）は144時間を越えてはならない。

（乗務記録）

- 第27条 管理者は、乗務前点呼の際に運転者に対して、乗務の記録のための用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、乗務後点呼の際にこれを提出させるものとする。ただし、特別積合せ貨物運送の場合であって乗務基準のとおり運行した場合は、(3)から(5)については、乗務基準どおりに運行した旨を記入すればよいものとする。
- (1) 運転者の氏名
 - (2) 乗務した車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）
 - (3) 乗務の開始及び終了の地点並びにそれらの日時、主な経過地点及び乗務した距離
 - (4) 運転を交替した場合は、その地点及び日時
 - (5) 休憩又は睡眠をした場合は、その地点及び場所
 - (6) 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両に乗務した場合は、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況
 - (7) 荷主の都合により、30分以上集荷又は配達を行った地点（以下「集貨地点

等」という。)で待機した場合にあっては、次に掲げる事項

①集貨地点等

②集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時

③集貨地点等に到着した日時

④集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時

⑤集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時

⑥集貨地点から出発した日時

(8) 集貨地点等で、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項（前号に該当する場合にあっては、「集貨地点等」・「荷役作業等の開始及び終了の日時」を除く。）

①集貨地点等

②荷役作業等の開始及び終了の日時

③荷役作業等の内容

④「集貨地点等」、「荷役作業等の開始及び終了の日時」、「荷役作業等の内容」について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあってはその旨

(7) 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因

(8) 運行途中において、運行指示書の携行が必要な乗務を行うことになった場合は、その指示内容

(9) その他記録するよう指示した事項

2 管理者は、前項の記録（以下「乗務記録」という。）の内容を検討し、運転者に対し必要な指導を行うものとする。

3 運行途中において、運行指示書の携行が必要な運行形態を行うことになった場合には、その指示内容（日時・場所・指示者名等）を乗務記録に記録させるものとする。

4 管理者は、乗務記録を記録の日から1年間保存しておくものとする。

（運行記録計による記録）

第28条 次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の

瞬間速度、運転距離及び運行時間を道路運送車両の保安基準４８条の２第２項の基準に適合する運行記録計により記録するものとする。

- (１) 車両総重量が７トン以上又は最大積載量が４トン以上の普通自動車である事業用自動車
 - (２) 前号の事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車
 - (３) 前２号に掲げる事業用自動車のほか、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車
- ２ 管理者は、前項各号に規定する車両に運転者が乗務する場合は、乗務前点呼の際に前条の乗務記録の用紙のほか、運行記録計の記録用紙(以下「記録用紙」という。)を交付し、乗務後点呼の際に記録した用紙を提出させるものとする。
 - ３ 記録用紙の着脱は運転者が行い、運行管理者はこれを管理するものとする。
 - ４ 管理者は、法令により運行記録計による記録が義務付けられている車両であつて、記録計の故障により記録ができない車両を運行させてはならないものとする。
 - ５ 記録用紙には、自動記録のほか、各号に掲げる事項を記入させることとする。
 - (１) 運転者の氏名
 - (２) 車両の登録番号又は識別できる記号
 - (３) 乗務の開始及び終了年月日
 - (４) その他必要事項
 - ６ 運行記録計の時計の調整は、出庫前の日常点検の際に運転者が行うものとする。
 - ７ 管理者は記録紙により運行状況を確認し輸送の安全に関し、注意を要する者については、当該運転者に対して、自らその記録を確認させ、適切な運行を確保するよう具体的な指導に努め、指導した事項を明記しておくこととする。
 - ８ 管理者は、記録状況又は運転者の報告により、常に記録が正しくされるよう留意するとともに、故障又は精度不良の場合は、直ちに整備管理者に連絡し、整備するものとする。
 - ９ 管理者は、記録用紙を記録の日から１年間保存しておくものとする。

(運行指示書による指示等)

第２９条 管理者は、乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務の運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを運転者に携行させるものとする。

- (１) 運行の開始及び終了の地点及び日時

- (2) 乗務員の氏名
 - (3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
 - (4) 運行に際して注意を要する箇所の位置
 - (5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
 - (6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
 - (7) その他運行の安全を確保するために必要な事項
- 2 管理者は、前項に規定する運行の途中において、同項第1号又は第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第4号から第7号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者に対し、電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。
- 3 管理者は、第1項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者に貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第3項に規定する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、第1号各号に記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。
- 4 管理者は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存しておくものとする。

（事故発生時の措置）

- 第30条 管理者は、乗務員に対して車両の運行中事故が発生した場合に対処するため、次の各号に掲げる事項について、周知徹底しておくものとする。
- (1) 負傷者のあるときは、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること。
 - (2) 事故の拡大防止の措置を講ずること。
 - (3) 警察官に報告し、指示を受けること。
 - (4) 管理者に緊急連絡し、指示を受けること。
- 2 管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次の各号により措置するものとする。
- (1) 直ちに事故の続発の防止、負傷者の救護等必要な措置を講ずるよう指示すること。
 - (2) 軽微な事故を除き、現場に急行する等発生状況及び原因等を調査すること。
 - (3) できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。
 - (4) 現場において貨物の運送の継続又は返送の措置をするとともに、代替輸送が必要なときは、その措置を講ずること。

- (5) 貨物の保全を期すること。
- (6) 重大な事故のときは直ちに上長に報告し、その措置について指示を受けること。
- (7) 関係者と折衝し、以降の処置について打合わせること。
- 3 管理者は、前項各号の措置を速やかに講ずるために、事故発生場所に最も近い営業所に応援を求めることができるものとする。
- 4 管理者は、事故発生都度、自動車報告規則第2条の事故に該当する場合は30日以内に事故報告を行うものとする。

また、同報告規則第4条の事故に該当する場合は24時間以内においてできる限り速やかに事故速報を電話その他の方法により、運輸監理部長又は運輸支局長に対して行うこと。

(事故防止対策)

第31条 管理者は、事故防止対策を講ずるために、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 事故（軽微な事故を含む。）については、その内容、原因等を記録して資料（カラー写真等）を整理しておくこと。
- (2) 道路、交通、事故状況等に関する情報（ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他）を整理し、速やかに事故防止対策を樹立すること。
- (3) 管理者は乗務員等に対して、自動車事故報告規則第5条の事故警報が発令された場合には、その警報による事故防止対策の措置を講ずること。

(異常気象時等の措置)

第32条 管理者は、異常気象時等について、次の各号に掲げる事項に留意し、万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 降雨、降雪、凍結等により安全運行の確保に支障が生ずるおそれのある場合に対処するための具体的な措置要領を定め、乗務員に徹底しておくこと。
- (2) 気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等との連絡体制を確立しておくこと。
- (3) ラジオ、テレビ等の気象情報に常に注意し、状況により運行の継続、待機、中止等、所定の措置を講ずること。
- (4) 運行車両との緊急連絡体制を確立しておくこと。
- (5) 雪道を走行するおそれがある場合においては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤメーカーの推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていることや滑り止めの措置が講じられていることの確認を行うこと

(講習)

- 第33条 管理者は、国土交通大臣が告示で定める「貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行に関する講習の種類等を定める告示」(平成24年国土交通省告示第455号)の区分に従って講習を受講するものとする。
- 2 管理者及び補助者は、日常の職務に必要な次の各号に掲げる事項の知識、技能の習得に努めなければならない。
- (1) 車両の運転に関すること。
 - (2) 車両の構造・装置及び取扱い等に関すること。
 - (3) 貨物の積載及び固縛方法等に関すること。
 - (4) 積載物品の性状、特に、危険・有害物の物理・化学的性状及び取扱い等に関すること。
 - (5) 運転者の健康管理に関すること。
 - (6) 事故の場合の応急救助、二次事故の防止措置に関すること。
 - (7) 道路の構造及び簡単な地質、地盤の強度に関すること。
 - (8) 運行計画作成の知識、技能に関すること。
 - (9) 気象情報に関すること。
 - (10) 非常信号用具、消火器等車両の備え付け器具の取扱いに関すること。
 - (11) 運転者の運転適性診断に関すること。
 - (12) 道路交通関係の法令に関すること。
 - (13) 自動車損害賠償責任保険に関すること。
 - (14) その他必要な知識(関係法令等)

(危険物等の輸送上の措置)

- 第34条 管理者は、輸送貨物が危険・有害物、放射性物質等である場合には、関係法令等によるほか、次の各号により事故防止の措置を講ずるものとする。
- (1) 乗務員は危険物等の取扱いの資格のある者のうちから割当て、出発前に経路積載量、積載方法及び運行速度等について安全運行を考慮のうえ注意を与え、当該積載物の取扱い方法等を記載した書類がある場合にはこれを携行させること。
 - (2) 配車に当たっては整備管理者に連絡をとり、車両構造が道路運送車両の保安基準等の規定に適合しているか否かを確認するほか、輸送上の危険防止の措置を講ずること。

(保安基準緩和車両等の運行上の措置)

- 第35条 管理者は、保安基準緩和認定車両及び制限外積載許可車両の運行については、

次の各号に掲げる事項について措置を行うものとする。

- (1) 運行に際しては、必要に応じて関係官公庁の許可を受けるとともに、運行に際して条件が付されている場合は、これを遵守するよう指示すること。
- (2) 前号の許可を受けた運行経路、運行時間、速度制限等を指示すること。
- (3) 運行経路にあるトンネル、橋、ガード等の構造及び重量、高さの限度等を事前に調査し、安全運行に関する措置を講ずるとともに、これを指示すること。

第3章 附則及び別表等

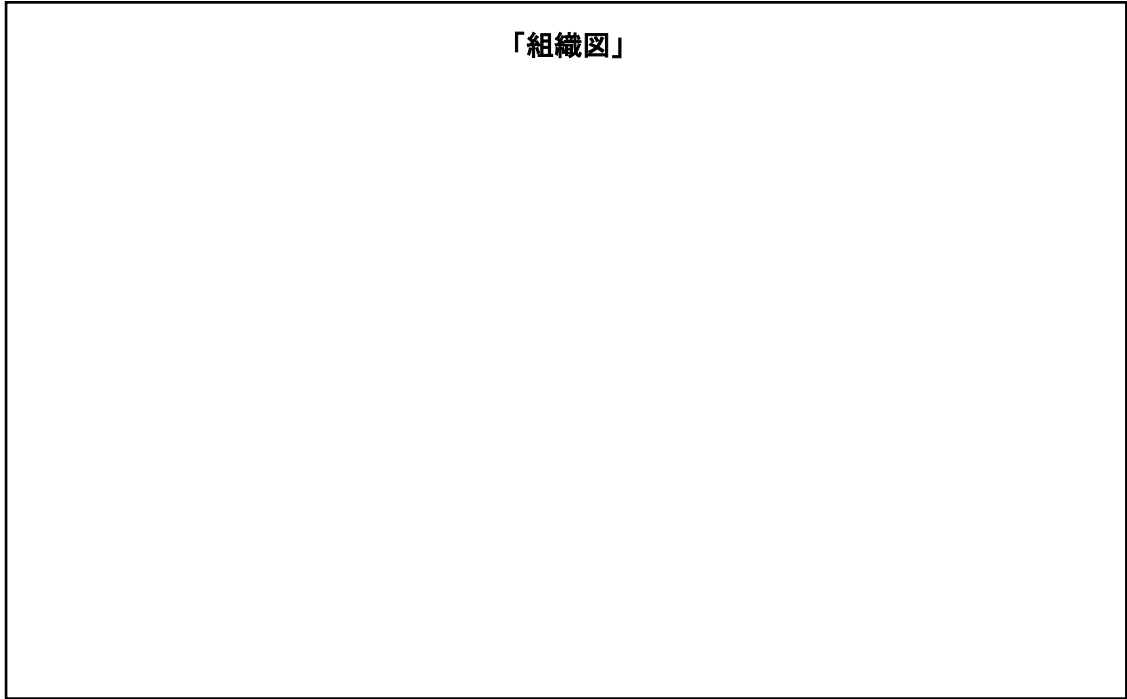
(附則)

第36条 本規定は、 年 月 日から実施する。

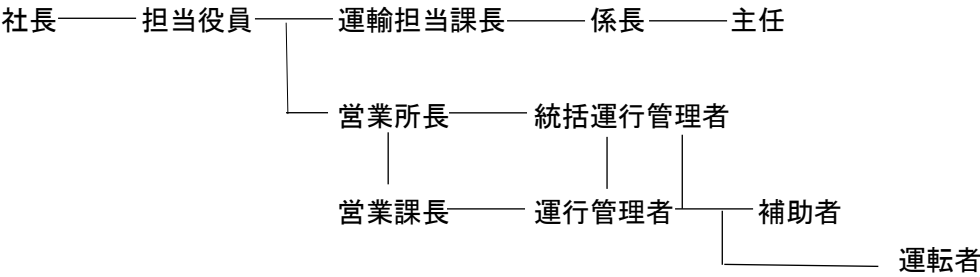
別表 1 運行管理者の選任者数（第 2 条関係）

事業用自動車の車両数（被けん引車を除く）	運行管理者数
29 両まで	1 人以上
30 両 ～ 59 両まで	2 人以上
60 両 ～ 89 両まで	3 人以上
90 両 ～ 119 両まで	4 人以上
120 両～149 両まで	5 人以上
150 両～179 両まで	6 人以上
180 両～209 両まで	7 人以上

別表 2 運行管理の組織図（第 4 条関係）



組織図（例）



参 考

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 指導及び監督の指針（第14条関係）

平成13年8月20日 国土交通省告示第1366号
改正 平成21年9月28日 国土交通省告示第1022号
改正 平成24年4月13日 国土交通省告示第 460号
改正 平成26年3月11日 国土交通省告示第 200号
改正 平成28年4月 1日 国土交通省告示第 620号

第1章 一般的な指導及び監督の指針

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第10条第1項の規定に基づき、1に掲げる目的を達成するため、2に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ、貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車（以下単に「事業用自動車」という。）の運転者に対する指導及び監督を毎年実施し、その指導及び監督を実施した日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存するものとする。

1 目 的

事業用自動車の運転者は大型の自動車を運転したり、多様な地理的、気象的状况の下で運転したりすることから、道路の状況その他の運行の状況に関する判断及びその状況における運転について、高度な能力が要求される。このため、貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者に対して継続的かつ計画的に指導及び監督を行い、他の運転者の模範となるべき運転者を育成する必要がある。そこで、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的とする。

2 指導及び監督の内容

（1）事業用自動車を運転する場合の心構え

貨物自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、貨物を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の自動車の運転者の運転に与える影響の大きさ等を理解させ、事業用自動車の運行の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが事業用自動車の運転者の使命であることを理解させる。

（2）事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

貨物自動車運送事業法、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき事業用自動車の運転者が遵守すべき事項を理解させる。また、当該事項から逸脱した方法や姿勢による運転及び日常点検を怠ったことに起因する交通事故の事例、当該交通事故を引き起こした貨物自動車運送事業者及び事業用自動車の運転者に対する処分並びに当該交通事故における加害者、被害者その他の関係者に与える心理的影響を説明すること等により、当該事項を遵守することの重要性を理解させる。

（3）事業用自動車の構造上の特性

事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。）及び制動距離等が他の車両と異なること並びに運搬中の貨物が事業用自動車の運転に与える影響を確認させる。この場合において、牽引自動車及び被牽引自動車を運行する場合においては、当該牽引自動車を運転するに当たって留意すべき事項を、当該被牽引自動車によりコンテナを運搬する場合においては、当該コンテナを下部隅金具等により確実に緊締しなければならないことを併せて理解させる。また、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明することに等により、トラックの構造上の特性を把握することの必要性を確認させる。

（4）貨物の正しい積載方法

道路法（昭和27年法律第180号）その他の軸重の規制に関する法律に基づき運転者が遵守すべき事項を理解させるとともに、偏荷重が生じないような貨物の積載方法及び運搬中に荷崩れが生じないような貨物の固縛方法を指導する。また、偏荷重が生じている場合、制動装置を操作したときに安定した姿勢で停止できないおそれがあること及びカーブを通行したときに遠心力により事業用自動車の傾きが大きくなるおそれがあることを交通事故の事例を挙げるなどして理解、習得させる。

（5）過積載の危険性

過積載に起因する交通事故の事例を説明すること等により、過積載が事業用自動車の制動距離及び安定性等に与える影響を理解させるとともに、過積載による運行を行った場合における貨物自動車運送事業者、事業用自動車の運転者及び荷主に対する処分について理解させる。

（6）危険物を運搬する場合に留意すべき事項

危険物（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。）を運搬する場合においては、危険物に該当する貨物の種類及び危険物の性状を理解させるとともに、危険物を運搬する前に確認すべき事項並びに危険物の取り扱い方法、積載方法及び運搬方法について留意すべき事項を理解させる。また、運搬中に危険物が飛散又は漏えいした場合に安全を確保するためにとるべき方法を指導し、習得させる。この場合において、タンクローリーにより危険物を運搬する場合にあっては、これを安全に運搬するために留意する事項を理解させる。

(7) 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況

①当該貨物自動車運送事業に係る主な道路及び交通の状況をあらかじめ把握させるよう指導するとともに、これらの状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導する。この場合、交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例(いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」)を説明すること等により運転者に理解させる。

②道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第2条、第4条又は第4条の2について同令第55条の認定を受けた事業用自動車を運転させる場合及び道路法第47条の2第1項に規定する許可又は道路交通法第57条第3項に規定する許可を受けてトラックを運転させる場合は、安全に通行できる経路としてあらかじめ設定した経路を通行するよう指導するとともに、当該経路における道路及び交通の状況を踏まえ、当該事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導し、理解させる。

(8) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

強風、豪雪等の悪天候が運転に与える影響、右左折時における内輪差、直前、後方及び左側方の視界の制約並びにジャックナイフ現象(制動装置を操作したときにけん引自動車と被けん引自動車が連結部分で折れ曲がり、安定性を失う現象をいう。)等の事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険について、危険予知訓練の手法等を用いて理解させるとともに、指差し呼称及び安全呼称を行う習慣を体得させる。また、事故発生時、災害発生時その他の緊急時における対応方法を理解させる。

(9) 運転者の運転適性に応じた安全運転

適性診断その他の方法により運転者の特性を把握し、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる。また、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。

(10) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

長時間連続運転等による過労、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気及び飲酒等の生理的要因並びに慣れ及び自分の運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを事例を説明することにより理解させるとともに、貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号)に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を理解させる。また、運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚醒剤等の使用の禁止を徹底する。

(11) 健康管理の重要性

疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを事例を説明すること等により理解させ、定期的な健康診断の結果、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果等に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる。

(12) 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運行する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となる恐れがあることについて事例を説明すること等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。

3 指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

(1) 運転者に対する指導及び監督の意義についての理解

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を運転者に習得させることについて、重要な役割を果たす責務を有していることを理解する必要がある。

(2) 計画的な指導及び監督の実施

貨物自動車運送事業者は、運転者の指導及び監督を継続的、計画的に実施するための基本的な計画を作成し、計画的かつ体系的に指導及び監督を実施することが必要である。

(3) 運転者の理解を深める指導及び監督の実施

運転者が自ら考えることにより指導及び監督の内容を理解できるように手法を工夫するとともに、常に運転者の習得の程度を把握しながら指導及び監督を進めるよう配慮することが必要である。

(4) 参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用

運転者が事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするとともに、運転者が交通ルール等から逸脱した運転操作又は知識を身に付けている場合には、それを客観的に把握し、是正できるようにするため、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法を積極的に活用することが必要である。例えば、交通事故の実例を挙げ、その要因及び対策について、必要により運転者を小人数のグループに分けて話し合いをさせたり、イラスト又はビデオ等の視聴覚教材又は運転シミュレーターを用いて交通事故の発生する状況等を間接的又は擬似的に体験させたり、実際に事業用自動車を運転させ、技能及び知識の習得の程度を認識させたり、実験により事業用自動車の死角、内輪差及び制動距離等を確認させたりするなど手法を工夫することが必要である。

(5) 社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し

指導及び監督の具体的内容は、社会情勢等の変化に対応したものでなければならない。

このため、貨物自動車運送事業法その他の関係法令等の改正の動向及び業務の態様が類似した他の貨物自動車運送事業者による交通事故の実例等について、関係行政機関及び団体等から幅広く情報を収集することに努め、必要に応じて指導及び監督の内容を見直すことが必要である。

(6) 指導者の育成及び資質の向上

指導及び監督を実施する者を自社内から選任する貨物自動車運送事業者は、これらの者に対し、指導及び監督の内容及び手法に関する知識及び技術を習得させるとともに、常にその向上を図るよう努めることが必要である。

(7) 外部の専門的機関の活用

指導及び監督を実施する際には、指導及び監督のための専門的な知識及び技術並びに場所を有する外部の専門的機関を積極的に活用することが望ましい。

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針

一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第10条第2項の規定に基づき、第1章の一般的な指導及び監督に加え、1に掲げる目的を達成するため、2の各号に掲げる事業用自動車の運転者に対し、それぞれ当該各号に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ指導を実施し、安全規則第9条の5第1項に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を運転者台帳に記載するか、または、指導を実施した年月日を運転者台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を運転者台帳に添付するものとする。

また、4の各号に掲げる運転者に対し、当該各号に掲げる方法により適性診断を受診させ、受診年月日及び適性診断の結果を記録した書面を同項に基づき運転者台帳に添付するものとする。

さらに、5に掲げる事項により、運転者として新たに雇い入れた者に対し、雇い入れる前の事故歴を把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせるものとする。

1 目的

一般貨物自動車運送事業者等は、交通事故を引き起こした事業用自動車の運転者についてその再発防止を図り、また、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を十分に習得していない新たに雇い入れた運転者及び加齢に伴い身体機能が変化しつつある高齢者である運転者について交通事故の未然防止を図るためには、これら特定の運転者に対し、よりきめ細かな指導を実施する必要がある。そこで、特定の運転者に対して行う特別な指導は、個々の運転者の状況に応じ、適切な時期に十分な時間を確保して事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な事項を確認させることを目的とする。

2 指導の内容及び時間

(1) 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者（以下「事故惹起運転者」という。）

事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等 事業用自動車の運行の安全を確保するため、貨物自動車運送事業法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる。	①から⑤ までにつ いて合計 6時間以 上実施す ること。 ⑥につい ては、可 能な限り 実施する ことが望 ましい。
② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策 交通事故の事例の分析を行い、その要因となった運転公道上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事故を理解させる。	
③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないようにするための対処方法を指導する。	
④ 交通事故を防止するために留意すべき事項 貨物自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて事業用自動車の運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導させる。	
⑤ 危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用いて、道路及び交通の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する。	
⑥ 安全運転の実技 実際にトラックを運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。	

(2) 安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。以下「初任運転者」という。）

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
① 貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等 第1章2に掲げる内容について指導する。この場合において、同章第2（2）のうち日常点検に関する事項、同章2（3）のうち事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項並びに同章2（4）のうち貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項については、実際に車両を用いて指導する。	①については15時間以上実施すること
② 安全運転実技 実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。	②については20時間以上実施すること

（3）高齢者である運転者（以下「高齢運転者」という。）

4の（3）の適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法について運転者が自ら考えるよう指導する。

3 特別な指導の実施に当たって配慮すべき事項

（1）指導の実施時期

① 事故惹起運転者

当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、再度乗務を開始した後1か月以内に実施する。なお、外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合は、この限りでない。

② 初任運転者

当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に実施する。

③ 高齢運転者

4の（3）の適性診断の結果が判明した後1か月以内に実施する。

（2）きめ細かな指導の実施

事故惹起運転者が交通事故を引き起こした運転行動上の要因を自ら考え、初任運転者が事業用自動車の安全な運転に関する自らの技能及び知識の程度を把握し、高

高齢運転者が加齢に伴う身体機能の変化を自覚することにより、これらの運転者が事業用自動車の運行の安全を確保するための知識の充実並びに技能及び運転行動の改善を図ることができるよう、4の適性診断の結果判明した当該運転者の運転行動の特性も踏まえ、当該運転者と話し合いをしつつきめ細かな指導を実施することが必要である。また、この場合において、当該運転者が気づかない技能、知識又は運転行動に関する問題点があれば、運転者としてのプライドを傷つけないように配慮しつつこれを指摘することが必要である。さらに、指導の終了時に、運転者により安全な運転についての心構え等についてのレポートを作成させるなどして、指導の効果を確認することが望ましい。

(3) 外部の専門的機関の活用

指導を実施する際には、(2)に掲げるような手法についての専門的な知識及び技術並びに指導のための場所を有する外部の専門的機関を可能な限り活用するよう努めるものとする。

4 適性診断の受診

(1) 事故惹起運転者

当該交通事故を引き起こした後、再度トラックに乗務する前に次に掲げる事故惹起運転者の区分ごとにそれぞれ特定診断Ⅰ（①に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）又は特定診断Ⅱ（②に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診させる。

- ① 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある者
- ② 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある者

(2) 運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診したことがない者

当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診させる。

(3) 高齢運転者

適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を65歳に達した日以降1年以内（65歳以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内）に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回

受診させる。

5 新たに雇い入れた者の事故歴の把握

- (1) 一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第3条第1項に基づき運転者を常時選任するために新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)に規定する自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。
- (2) (1)の確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合であって、
 - 2 (1)の特別な指導を受けていない場合には、特別な指導を行う。
- (3) (1)の確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合であって、
 - 4 (1)の適性診断を受診していない場合には、適性診断を受けさせること。

参 考

運行記録計の取扱い要領（第25条関係）

- (1) 記録用紙の交付等
記録用紙は、乗務前点呼の際に運転者に手渡し、乗務後点呼の際に記録した用紙を受けとること。
- (2) 記録用紙の脱着
記録用紙の着脱は運転者が行い、運行管理者はこれを管理する。
- (3) 記録用紙へ記入すべき事項
記録用紙には、自動記録のほか、次の事項を記入させること。
 - ① 運転者の氏名
 - ② 車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）
 - ③ 乗務の開始及び終了年月日
 - ④ その他必要事項
- (4) 時計の調整
運行記録計の時計の調整は、出庫前の日常点検時に、運転者が行う。
- (5) 記録状況の検討及び解析
運行管理者は、運行前に指示した事項が確実に行われたか否かを、記録結果から判断して検討すること指示に基づき、記録状況から運行の実態を把握検討すること。
 - ① 速度については、瞬間速度のほか、走行距離、運行時間により検討する。
 - ② 勤務時間、乗務時間（運転時間）、荷役時間、手持時間、休憩時間、睡眠時間等を

正確に把握する。

③ 運転方法の適否又は運転技術の良否を判定すること。

④ 運転者の勤務（乗務）実績、輸送統計等の資料作成に活用する。

2 前項により運行状況を検討し運行上又は運転上に関し、注意を要する者については、運行管理者は速やかに当該運転者に対して、自らその記録を確認させ、適正な安全運転を確保するよう具体的な指導に努めること。この場合、指導した事項を明記しておくこと。

（6）記録の保存

記録の保存については、運転者別又は車両別に 1 か月ごとにとりまとめこれを 1 年以上保存しなければならない。

（7）保守管理

運行管理者は、記録状況又は運転者の報告により、常に記録が正しくされるよう留意するとともに、故障又は精度不良の場合は、直ちに整備管理者に連絡し、整備すること。

2 整備管理者は、機器製作者の示す基準に従い、記録計の点検整備を実施し、保守管理に努めること。

参 考

異常気象時の対策及び措置要領（第 29 条関係）

（1）情報の収集

運行管理者は、運行経路の気象状況を把握し、運行の安全を確保するため、ラジオ、テレビ、道路交通センター等からの情報の収集に努めること。

（2）緊急連絡体制

運行管理者は、運行計画に基づき、あらかじめ運行経路の主な地点に緊急連絡場所を設け、緊急時における運行管理者と乗務員とが速やかに連絡でき、若しくは必要な指示、命令のできる体制を整備するとともに、これを乗務員に周知しておくこと。

（3）運行の中止、待避等

乗務員は、次の事態となった場合で、道路の状況等により運行することが危険と認められたときは、運行の中止又は待避する等安全の確保に努めること。

①風速 20 メートル以上となった場合

②濃霧等により、視界が 20 メートル以下となった場合

③その他運行が危険であると思われる場合

（4）異常事態の時の措置記録等

乗務員は、最寄りの連絡所からの電話等により、その状況、自分のとった措置等を運行管理者に報告するとともに、運行に当たっての適切な指示を受けること。

- 2 運行管理者は、乗務員からの報告を受け、又は指示をした事項について詳細に記録しておくこと。
- 3 運行管理者は、乗務員からの報告を待つまでもなく、緊急連絡所の活用を図り、又は巡回等を実施して運行の実態を的確に把握すること。
- 4 運行管理者は、記録を作成のうえ営業所に掲示し、他の乗務員に周知させるとともに、必要に応じて荷主に連絡すること。